

中小金融機関外為与信審査の電子化策の考察

高 砂 謙 二

I. はじめに

中小企業の国際展開は、我が国全体が産業競争力を強化していく中で、必然の変革のプロセス (process) であるが、一方で海外進出には多くのリスク (risk) を伴う¹。中小企業は、国際商取引に際しての必要な情報収集や知識不足等、大企業に比べ困難な面がある。このため、国際商取引を少しでも円滑化するための環境整備が必要と思われる。その中でも、金融機関における外為取引の与信審査の迅速化が課題であると考えられる。大手銀行では、早くから外為与信審査の電子化が行なわれている。しかし、中小企業のメインバンク (Main Bank) の主体は、中小金融機関である。そのため、都市銀行の様に素早い対応が出来ていない金融機関が多いのが実情である。それに加え、中小企業の IT² (Information Technology) 化は、人材不足やインフラ³整備資金不足等の経営資源の障壁が取り除けない限り促進されない。

そこで本稿では、この問題に生態認証 ATM⁴ (Automated Teller Machine) を利用した電子化策を提言したい。これまでの電子化策の多くは、インターネッ

1) 中小企業庁編『中小企業白書2006年版』ぎょうせい、2006年、78頁

2) コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語（以下 IT と略す。）

3) インフラストラクチャー (Infrastructure) の略（以下インフラと略す。）

4) 現金自動預け払い機（以下 ATM と略す。）

ト（Internet）を利用したものだけであった。インターネット等の非対面取引の問題点は、①本人確認がパスワード（Password）等により行なわれるために本人以外の者が利用出来る。②情報漏洩の危険にさらされている。③中小企業の場合、IT化が進んでいない企業も多い。以上3点が挙げられる。

また、中小金融機関でも、外為与信審査の電子化システム（system）が構築出来ない。その問題点は、①正式な本人確認が出来ない。②システム構築のための人材・予算が無い。③外為与信審査の特殊性。以上3点が挙げられる。

この両者の問題に解決策を呈したのが、生体認証ATMを利用した電子化策である。ATMと言えば、銀行の窓口に行かずに、現金の入出金や振込が出来る便利な機械としてお馴染みである。この機械を利用して外為与信審査を行なうビジネスモデル（business model）を提言したい。

これまで、このATMを利用した与信審査としては、ノンバンク（Nonbank）が小口与信業務に活用していた。具体的な内容は、本人確認を免許証等の本人確認書類を附属のカメラ（camera）で確認し、定量化した与信審査システムによって与信行為を行なうものであった。銀行では、前述のノンバンクの様な対応は、取られる事は無かった。銀行の場合、後日紛争になった場合に備え、本人確認が厳格に行なわれており自動与信審査システムだけに頼る与信審査が行なわれてこなかったためである。

しかし、近年のATMを巡る環境が急速に変化してきている。コンビニ⁵ATMの拡大や24時間ATMの普及に加え、宝くじの購入申し込みや消費者ローン（loan）の申し込みなど、立地条件や稼働時間のほか機能面でのレベルアップ（level up）が図られる一方、利用手数料に関しては無料化する動きが活発化してきている⁶。その中で、中小金融機関におけるATMでの戦略の方向性を検討する必要がある。

そこで本稿では、貿易金融の与信審査を生体認証ATM利用のビジネスモデルを検討したい。特に今回は、信用状開設の与信審査を例に採り上げることとする。本稿の構成は、下記の通りである。まず、金融機関の外為与信審査業務

5) コンビニエンスストア（convenience store）の略（以下コンビニと略す。）

6) 佐藤哲士「ATMを巡る諸問題と将来展望」『金融ジャーナル』（2007年4月）8頁

中小金融機関外為与信審査の電子化策の考察

について考察する。その後、金融機関 ATM の現状と生態認証制度について考察を加える。そして、インターネットバンキング (Internet banking) の現状と課題について、インターネットバンキングによる不正送金と金融機関の責任が問われた裁判事例を基に、ATM の優位性について考察する。最後に、具体的な生体認証 ATM を利用した中小金融機関の信用状開設の外為与信審査電子化策を提言したい。

II. 金融機関の外為与信審査業務

近年、金融機関の外為与信業務は、国内与信と合算する傾向にある。表面上、対顧客に対しては、信用状開設金額の上限を設ける等の説明をするが、実際は、企業の総与信額から算出しているだけの名目外為与信枠の場合が多い。この傾向は、金融機関の規模が大きくなる程その傾向が強くなって来ているのは事実である。

外為与信業務も国内与信業務も基本は同じである。しかし、外為与信業務の特色は、対顧客が国際商取引を行っている特殊性を加味する必要がある。この部分について本稿では、金融機関の輸入外為与信審査業務について、詳しく述べることとする。

1. 金融機関の輸入与信の基本的な考え方

金融機関からすると輸入与信は、あくまで与信の一形態であると認識されている。そのため基本は、国内与信取引(貸付・保証等)と変わらない。したがって与信先の信用力、採算性、取引効果等を十分考慮のうえ、判断しなければならない。

しかし、外国為替取引に伴うメリット (merit) (為替売買益収入、手数料収入、利息収入) に眼を奪われ、「与信」としての本質を見失う危険性を持っている。輸入与信審査については、単に収益に目を奪われること無く、独特のリスクを加味した判断が求められる。

つまり輸入与信は、一般与信の主眼となる与信先の信用力判定基礎の上に、さらに輸入与信特有のリスクの検討を併せ行う必要がある。そのため輸入与信は、一般与信以上に与信審査上の検討事項が多い。

2. 金融機関の輸入与信審査特有の検討リスク項目

それでは、金融機関が輸入与信審査をする場合の審査項目のリスクについて述べたい。輸入取引は、国境を越えて行われることから、発生するリスクを金融機関では下記の内容にまとめ検討し、与信判断を行う。これらのリスク項目についてまとめてみると、以下のとおりである。

(1) 信用リスク

単に輸入業者の信用力だけでなく、輸入取引に関する国際取引上のリスクも検討する。例えば、輸出者が契約を間違いなく履行するかどうか。また、係争が生じた場合の処理が円滑に行えるかどうか等を検討する。

(2) カントリー・リスク (country risk)

輸出国の政治・経済上に不安がないかどうかを検討する。例えば、輸出国の国際収支や為替相場、物価の動向等により、貿易の規制強化されるおそれ等を検討する。

(3) 商品リスク

輸入者の輸入商品が、外為法上問題無い商品ないか。また商品の市場での流通性等を検討する。

(4) 為替相場リスク

為替相場の変動に伴い、輸入業者が大きく為替差損を負担することはないか。また為替差損等を受けた場合でも、輸入業者の信用力は低下しないか等を検討する。

(5) 事務処理リスク

輸入信用状開設依頼書と信用状の内容に、不一致はないか等を検討する。

3. 金融機関の輸入与信審査の基本項目

輸入与信は、一般与信と基本的に変りはないことは、前述のとおりである。そこで、一般与信の原則である安全性、採算性、成長性、健全性の審査項目を、金融機関が輸入与信審査を行う場合どのように当てはめ判断しているのかのチェックポイント(check point)について解説することとする。

金融機関は、以下の輸入外為与信審査項目を厳正に検討を加え、与信判断を行っているのが現状である。

(1) 安全性

- ①取引先の業況推移はどうか。
- ②取引先の財務内容に、問題ないか。特に輸入商品の在庫状況・売掛金に回収遅延のものはないか。
- ③輸入商品の市況に、大きな変化はないか。
- ④輸入商品の販売先の信用状態は、問題ないか。
- ⑤取引先の担保力は適正か。
- ⑥保証人の保証能力を適確に把握しているか。

(2) 採算性

- ①当該取引の限界採算はどうか。手数料、保証料、ユーザンス(usance)金利等の適用の問題ないか。
- ②総合採算上の採算はどうか。国内預貸金取引、その他外為取引採算を合算した総合採算のなかで、当該取引についての採算の検討がなされているか。
- ③海外与信を含めた採算はどうか。

(3) 成長性

- ①当該取引を通して、取引先が健全に成長する見通しがあるか。とくに設備機械の輸入等にあたっての将来の収益性に、問題ないか。
- ②業界でのシェア(share)の向上見通しは、どうか。

(4) 健全性

- ①投機的商品の流れはないか。
- ②銀行の公共性からみて、関与できる取引としての限界はどこまでか。

4. 輸入与信形態の主体と金融機関外為与信審査の現状

輸入与信の対象となるのは、基本的に信用状ベース(base)の輸入為替形態の場合であり、輸入与信の主体は、信用状の発行銀行であることができる。信用状ベースの輸入為替取引は、信用状発行銀行の信用状開設依頼人(輸入者)に対する与信であることは、いうまでもない。この場合の与信内容とは、輸出者である第三者に対し、輸入者の依頼に基づいて、輸入為替の引受および支払の保証を行うことである。

これまで見て来たように、金融機関が輸入外為与信審査特有の検討リスク項目と基本項目を考慮したうえでの与信判断が行われている現状を説明した。特に輸入取引の場合、この輸入外為与信審査の迅速さが要求されることが多い。本来なら、取引先から依頼された案件について、前述のリスクを吟味検討し、判断することが望ましいが、金融機関の実務処理的には、必ずしも効率的ではない。

そこで実際には、取引先の輸入与信について、一定のクレジット・ライン(credit line)を設定する方法が行われている。取引先の信用度に応じて、クレジット・ラインを設定すれば、その範囲内で輸入与信を迅速に処理できる利点があり、多くの金融機関が利用している。

金融機関は、このクレジット・ライン方式を応用した与信審査体制をより効果的なものとするために内部インフラを整備しつつあるが、対顧客へのインフラの整備は遅れているのが現状である。それは、①輸入与信審査が通常の与信よりも複雑なためにシステム化しにくい問題②インターネットサービスを使った場合の問題③対象顧客が中小企業特有の問題の3点が内在しているためである。

III. 金融機関 ATM の現状と生体認証制度

本稿では、輸入与信審査業務の効率化と顧客（中小企業）利便性から、生体認証 ATM を利用する方法を検討している。通常、電子化策と言えば、インターネットバンキングを利用する場合が多い。しかし、日本の銀行を巡る電子取引のウェイトは、インターネットバンキングではなく、ATM だった。これは、異業種からの銀行業参入したイトーヨーカドー（現セブン銀行）の ATM の多店舗展開が立証している。顧客は、手軽に利用できる ATM を選んだ。その証明は、セブン銀行の収益が示している。この金融機関 ATM の利用現状と更なる機能が追加された生体認証制度について検討を加える。

1. 金融機関 ATM の設置状況

金融機関では、1965年頃から CD⁷の導入が開始された。1975年頃からは、出金に加え、入金や記帳も可能な ATM が登場した。当初は、営業店の窓口事務の効率化や窓口の混雑緩和を目的として、現金の出金を主な役割として各金融機関で導入されていった。1985年頃には振込サービス（service）の取り扱いも開始され、現在では、営業店（有人店舗）を補完する役割を担い、営業店ネットワーク（network）を形成する上で、重要なチャネル（channel）として位置づけられている。

2006年3月末現在、全国の金融機関⁸において約11万台の ATM と約600台の CD が設置されている。2006年3月末の ATM の設置台数は、2005年3月末と比べわずかながら増加しているものの、全体的には2002年3月末をピークに減少傾向にあるといえる。その理由には、営業店（店舗外を含む）の統廃合やコン

7) キャッシュディスペンサー（Cash Dispenser）の略（以下 CD と略す。）現金の引き出し機能のみで入金機能は持たず、入金機能があるものは「ATM」と呼ばれ区別されている。

8) ここでいう金融機関とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、農協、漁協、労働金庫を指している。

ビニ内に設置されている ATMへのシフト(shift)などが考えられる。また、CDの設置台数については1986年3月末の約2万2,000台をピーク(peak)に毎年減少しており、今後もその傾向は続くものと予想される。一方で、コンビニATMは、店舗の増加とともに設置台数も増加傾向にある⁹。

2. 生体認証ATMを利用した信用状開設のビジネスモデル

リテール(retail)分野における顧客の価値観やニーズ(needs)が多様化するなかで、金融機関は顧客との営業接点として、営業店窓口に代表される有人チャネルに加え、ATMやインターネットバンキングなどの無人チャネルを整備してきた。そうした中でATMは、現金のデリバリー(delivery)を可能とする唯一の無人チャネルとして、設置場所の多様化や提供サービスの拡大、搭載機能の高度化などが進められ、日常生活に欠かせない社会インフラとして定着している¹⁰。

ATMのサービス内容をみると、現在では、窓口で対応している業務の多くに対応可能となってきており、個人向けローンや、税金・公共料金の支払い(Pay-easy)、暗証番号の変更、宝くじの販売など、多種多様なサービスが提供されている。利用時間や利用可能日の制限が大幅に緩和され、各金融機関が設置状況や利用状況に応じて、弾力的に設定しているのが現状である¹¹。さらに、一部の金融機関の中には、消費者ローンの申込も可能となるなどATMのサービス内容も、拡大を続けていると言える。

3. 生体認証ATMについて

金融機関ATMの生体認証は、“手のひら”または“指先”的静脈を、個人の識別に活用する方式。手のひら生体認証が登場した当初、いくつかの銀行が導入したが、2005年11月より指先生体認証が現れ、手のひら派と指派に分かれ

9) 深瀬銳一郎・山崎保宏・安西慶修「金融機関ATMの現状と今後」『金融ジャーナル』(2007年4月) 12-13頁

10) 深瀬・山崎・安西「前掲論文」(注) 12頁

11) 深瀬・山崎・安西「前掲論文」(注) 14頁

た。利用者がカード盗難にあっても金融機関が補償する預金者保護法が2006年2月に成立したことから急いで導入する必要性が薄れ、未導入の銀行は静観を続けていた。みずほ銀行、三井住友銀行などメガバンク(mega bank)に続いて日本郵政公社が2006年10月から指静脈を採用したIC¹²キャッシュカード(cash card)を全国のATMの約半数にあたる約1万2,300台で採用。現時点では、日本郵政公社のほか、大手行7行、地銀31行、第二地銀10行と多数を指先静脈が占める。

人間の身体的、行動的特徴の情報を用いた個人認証技術である「生体認証」。セキュリティ対策強化の観点から、ICキャッシュカードに生体認証機能を付加する金融機関が増え、生体認証に対応したATMの設置が拡大している。

金融庁が2007年3月1日に発表した「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」からは、依然として偽造・盗難キャッシュカードによる被害が高止まりしていることがうかがえる。偽造発生件数は2002年度の8件が、2003年度に106件と急増、その後2004年度467件、2005年度892件と大幅に増加を続けた。2006年度は12月までの9ヵ月で357件と減少しているが、2006年1～3月は被害が急増しているため、2007年も予断を許さない。盗難も2005年度が6,037件、2006年度は12月までの9ヵ月間に5,235件となっている。

生体認証に対応した最初のATMは、2004年10月から取り扱いを始めた東京三菱銀(現三菱東京UFJ銀)による。2006年以降、地銀を中心に拡大、2007年2月末判明分では日本郵政公社、大手行8行、地銀・第二地銀では51行が採用または採用を予定している¹³。この制度の導入により、ATMのセキュリティ(security)の技術が飛躍的に強化された。私的な見解だが、このATM本人確認技術を与信審査業務に導入検討が必要だと考えている。

12) Integrated Circuit の略

13) 金融ジャーナル編集部「導入広がる生体認証 ATM “指” 認証の導入が優勢」『金融ジャーナル』(2007年4月) 20頁

IV. インターネットバンキング本人確認の問題点考察 ～具体的な裁判事例からの考察～

通常、この種の電子化策を検討する場合、インターネットを利用する場合が多い。しかしながら、インターネットを利用した場合の問題点を考慮しなければならない。特に問題となるのが本人確認である。

本判決¹⁴は、インターネットバンキングを利用した不正振込送金と銀行の責任に関する初の判決であり、下級審判決でありながら、今後予想されるインターネットバンキングに関する紛争において、事实上リーディングケース(leading case)として機能すると予想される¹⁵。

1. 事案の概要

本件は、原告（株式会社甲野商会（以下「甲野商会」という。）の代表取締役）が、被告（株式会社 三井住友銀行）阿倍野支店において残高別金利型普通預金口座を新規に開設し、800万円を預け入れた際、付加サービスとしてインターネット等を利用して振込等の手続ができる One's ダイレクト¹⁶利用契約を締結したところ、何者かがパソコンを悪用して、原告の上記口座から、4日間にわたり、計8回にわけて、798万2,000円を振込送金し、その結果、上記預入金が失われたと主張して、被告に対して、消費寄託契約に基づき、振込送金された当該金員及び振込手数料分の合計798万5,360円の返還及びこれに対する返還請求の後である平成17年11月12日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合に

14) 大阪地方裁判所、平成19年4月12日第22民事部判決、請求棄却〔確定〕
平成17年(ワ)第12425号、寄託金返還請求事件

15) 中舎寛樹「インターネットバンキング・サービスにおける不正振込送金と銀行の免責」『金融法務事情』(2007年9月) 11頁

16) 保有する預金口座にパーソナルコンピュータ（パソコン、インターネット）、携帯電話（iモード等）又は電話（自動音声またはオペレーターによる対応）を用いて遠隔地からアクセスし、残高照会や振替・振込等の手続きを行うことができるものである。

17) TKC 法律情報データベース(LEX/DB インターネット【文献番号】28131555)

による遅延損害金の支払を求める事案である¹⁷。

2. 裁判所の見解

(1) 争点（本件各振込は原告の意思に基づくものであるか否か）について

経理担当従業員A（以下「A」という。）は、原告から甲野商会の経理を任されており、甲野商会の預貯金のみならず、原告個人口座も一部管理していた。そして、Aは、原告から本件口座の管理も任せられ、暗証番号等の本人確認情報を管理していた。したがって、Aは原告から指示されれば本件口座から預金を引き出すことが可能であったといえる。

そして、本件口座に預金されていた800万円は、原告の個人資産であり、甲野商会の運転資金上必要があれば使用するが、その必要がなければ使用しないつもりで預金されたものであり、平成17年10月4日に資金調達の必要性が発生するまでは全く利用する予定がなかったものである。そして、実際に、原告及びAは、本件口座開設日から平成17年10月4日までの間、本件口座に入金された800万円を引き出したり、他の口座に振込みをしたことはない。

したがって、本件各振込は、原告の意思に基づいてされたものと認めることはできない。

被告は、本件各振込がOne'sダイレクトを利用する際に求められる暗証番号等を正しく入力して行われていることを根拠として、原告の意思に基づく振込である旨の主張をするが、Aが使用していた甲野商会の本件パソコン（マイドキュメント）内に書き込まれていた暗証番号等の情報が何らかの形で流出し、第三者がそれを悪用した可能性が高いというべきであるから、被告の上記主張は理由がない。

(2) 争点（約款4条(1)項による免責の可否）について

被告は、本件約款2条(2)項により本人確認手続を経た後、取引を行った場合は、被告は利用者を契約者本人であるとみなし、端末、暗証番号等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、被告に責めがある場合を除き、被告はいっさいの責任を負わない（本件約款4条(1)項）。

上記約款の規定はもとより有効な規定であるというべきところ、銀行の設置した、契約者番号、暗証番号等により本人確認を行うインターネットバンキング・システムを利用して、預金者以外の者が、当該預金から振込手続を行ったとしても、銀行が交付した契約者番号が使用され、正しい暗証番号等が入力されていた場合には、銀行による契約者番号及び暗証番号等の管理が不十分であったなどの特段の事情がない限り、銀行は、入力された契約者番号及び暗証番号等とシステムのデータベースに登録されている当該預金者の契約者番号、暗証番号等を確認して現金の振込を実行した以上、銀行に「責めがある場合」にはあたらないと解すべきである（最高裁平成5年7月19日裁判集民事169号255頁参照）。

木件各振込の全てにおいて、利用者が入力した契約者番号、第一暗証、第二暗証が被告発行及び原告届出の番号と一致しているのであって、本件約款2条(2)項所定の本人確認手続きが適正に行われて本件各振込が行われたことが認められるのであるから、次いで、本件において被告に「責めがある場合」といえるか否かを検討する。

One's ダイレクトには、本人確認情報として、予め定められた契約者番号と第一暗証の入力を求め、その後、各手続に応じて第2暗証または第3暗証が要求されるのであり、特に、振込といった資金の移動に関し可変暗証である第2暗証を用いることは、本人確認情報の管理としては有効な方法であるというべきである（なお、原告届出の第一暗証、被告発行の第2暗証、第3暗証と異なる番号を被告所定の回数〔3回〕以上連続して入力した場合には、被告は契約者に対するOne's ダイレクトのサービスの利用を停止することとなっている。）。

また、これらの本人確認情報の管理やOne's ダイレクトの利用に供するシステムとして、顧客と被告センター間でインターネット上で行われるデータ通信に、現時点では最も解読が困難であると言われる128bitSSL暗号通信方式が採用され、さらに、被告によるOne's ダイレクトのシステムには複数の外部侵入防止措置もとられている。加えて、被告は、本件約款及びOne's ダイレクト利用の手引きにおいて、具体例を交えて第3者に知られることのないように厳重に管理するよう注意書きを記載しており、暗証番号の管理につい

中小金融機関外為与信審査の電子化策の考察

ての注意喚起をしている。

以上のとおり、被告は、本人確認情報（暗証番号等）の管理及びセキュリティ対策に有効な方法をとっている上、本人確認情報の管理について十分な注意喚起を行っているのであるから、契約者番号及び暗証番号等の管理について不十分であったなどの特段の事情が存在することを認めることはできず、被告の「責めがある場合」にはあたらないというべきである。

これに対し、原告は、原告の暗証番号等がパソコンの本件ファイルに保存されていたことから、本件パソコンを通じて何らかの形で第三者に知られたために本件各振込がされたことを前提に、原告の One's ダイレクトの申込当時、複数の各種パスワード等は記憶困難であるため、それらがパソコンのエクセルファイルに保存されるという行為は通常に行われており、遅くとも本件各振込が行われるまでに、被告は、暗証番号等をパソコン本体に保存している場合に何らかの形で第三者に暗証番号等を読みとられ、第三者が預金者本人になりすまして振込送金の手続をするという危険性を予見することが可能であったとして、被告には消費寄託契約に付随する信義則上の義務として、〔1〕 暗証番号等をパソコンに保存しないように顧客に対して十分に説明して注意を喚起する義務、〔2〕 預金契約の存続する限り、具体的な危険性を顧客に周知せしめ、万一暗証番号等をパソコンに保存しているような場合には直ちに削除する義務、〔3〕 One's ダイレクトを通じて振込送金がされた場合には直ちに電子メールなどにより預金者に連絡する義務があるところ、被告はそれらの義務に違反したから本件約款 4 条(1)項の被告に責めがある場合に当たる旨主張する。

確かに、調査会社マックス・ヴァルト研究所が平成17年 6 月に実施した調査によれば、同時点で500人中、55パーセントの人が ID 番号やパスワードをパソコンのファイル等に記録する方法をとっていることが認められる。しかし、A が使用していた本件パソコン（マイドキュメント）内に書き込まれていた暗証番号等の情報が何らかの形で流出し、第3者がそれを悪用した可能性が高いとはいいうものの、上記パソコン内にある情報がウイルスソフト等によって読みとられたと特定することまではできない。

仮に、ウイルスソフト等によって本件パソコン（マイドキュメント）内にあ

る上記情報が読みとられたとしても、平成17年7月の時点で発生していたインターネットバンキングのスパイウェアによる被害は、利用者がインターネットバンキングを利用した際に入力したIDや暗証番号等を盗み取るものであり、パソコン（マイドキュメント）内に保存していたファイルそのものが盗み取られ、不正に預金が送金されたという被害の報告がされていたことを認めるに足りる証拠はないのであるから、本件各振込がされる時期までに、パソコン本体のファイルに保存された暗証番号等がパソコンを通じて読みとられる危険性があることを被告において予見することはできなかったというべきである。

さらに、原告がOne'sダイレクトを申し込んだ平成15年5月当時あるいは本件各振込がされた平成17年7月の時点において、本件のように、銀行名、口座番号、インターネットバンキングのホームページのURL、契約者番号、第1暗証、乱数表、第3暗証の全てを同一シートに記載し、パソコン（マイドキュメント）内のファイルに保存することまでを被告が想定することもできなかつたというべきである。

したがって、被告においては、概括的な注意喚起の方法をとることで足りるというべきであり、原告主張の消費寄託契約に付随する信義則上の各義務（上記（ア）の〔1〕、〔2〕の義務）及び同各義務の違反の事実を認めることはできず、すなわち、本件約款4条(1)項の被告に責めがある場合に当たるということはできず、原告の上記主張は理由がない。

また、One'sダイレクトを通じて振込送金がされた場合には直ちに電子メールなどにより預金者に連絡するという義務についても、パソコン（マイドキュメント）内に保存されていたファイルの内容が読みとられるという被害を被告において予測することはできなかつたというべきであるから、そのような被害を回避する方法として上記連絡義務を課することはできないというべきである。したがって、原告の上記主張も採用することができない¹⁸と判断し、その以外の抗弁について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、原告の請求は棄却された。

18) TKC 法律情報データベース (LEX/DB インターネット【文献番号】28131555)

この判決内容から、預金者以外の者がインターネットバンキング・システムを利用して当該預金から不正に振込手続を行ったとしても、本人確認手続が適正に行われていた場合には、銀行による暗証番号等の管理が不十分であったなどの特段の事情がない限り、銀行は、入力された本人確認情報等と、システムのデータベース(database)に登録されていた当該預金者の本人確認情報等を確認して現金の振込を実行した以上、銀行は約款により免責されると判断された¹⁹⁾。

V. 生体認証 ATM を利用した信用状開設のビジネスモデルの検討 ～中小企業の外為与信審査電子化策の提言～

これまで、金融機関の輸入与信審査の内容、現在の金融機関 ATM の現状、インターネットバンキングを巡る裁判事例を検討した。これまでの検討結果を基に、中小金融機関が、取引対象である中小企業の輸入与信審査の電子化策として、ATM を活用するのかについて具体的に検討を加える。

特に考慮しなければならないのは、検討対象が中小企業であり、中小金融機関であることである。前述の通り、①輸入与信審査が通常の与信よりも複雑なためにシステム化しにくい問題②インターネットサービスを使った場合の問題③対象顧客が中小企業特有の問題の 3 点から検討し、中小企業の外為与信審査電子化策としての生体認証 ATM を利用した信用状開設のビジネスモデル必要性を述べることとする。

1. 中小金融機関の輸入与信業務システム化の問題

(1) 人材不足

これまで述べたように、輸入与信も通常の与信と同様の考え方で審査すると述べたが、海外との取引固有のリスクを抱えている点が大きく違う。そのため専門の国際業務知識を持つ人間が必要となるが、外為法が改正され、公認銀行制度が廃止され、国際業務に携わる人材の養成要件がなくなっている。そのた

19) 「判決速報」『金融法務事情』 No.1807 (2007.7.5) 42頁

めに金融機関で国際業務に関する知識を持つものが少なくなっている。

システム化するにも人材が不足しており、人の持つ知識をシステムに落とし込めない問題がある。

(2) システム構築コスト

中小金融機関の場合、一つのシステムを構築するコスト負担も大きい。当然、規模が小さくなるにつれて負担は大きくなる。更に、実際にシステム構築コストを上回る収益を確保することも難しいのが現実である。

また、システム構築出来る人材が自前で調達出来ないのも、システム構築コストの負担を増大する要因でもある。

(3) 中小企業与信審査の特殊性

大企業と中小企業の与信審査には、大きな違いが存在している。通常、金融機関の与信審査では、取引先企業の財務分析を行う。金融機関によって差異はあるものの、決算書を3期～5期程度徴求する。大手企業の場合、この財務分析が定量化されており、与信判断の条件を満たす企業には、即座に与信を実行出来る。

しかし、中小企業の場合、単純に決算書の内容だけでは判断出来ない要素を含んでいる。例えば、税金を払いたくないから売上をわざと下げるような企業も存在する。また、会社を赤字にしても役員報酬を多く取るような経営者も存在する。これらは、一例であるが、中小企業には、決算書で見えない本当の企業内容を判断する目が必要であり、求められている。与信審査も職人技と言わざるを得ない。この職人技の判断を、定量化は出来ない。

2. インターネットバンキングの問題

(1) 情報漏えい

インターネットを使ったサービスは、多くの金融機関が利用しているが、セキュリティ面での不安を抱えている。例えば、スパイウェア等により、知らない間にパソコン内に保存している情報が外部に漏れているかもしれない。また、パソコンがウィルスに感染したり、勝手に他人が故意にパソコンの情報を取り出す事も考えられる。つまり、常時危険にさらされているのである。その対応

策も完全ではない現状を考えれば危険と言わざるを得ない。

(2) 本人確認

インターネットバンキングによる与信の問題点は、パソコンを操作している人間が、誰であっても同様の操作が出来てしまう。そのため、本人が特定出来ない。金融機関の与信行為を行う場合の問題は、与信を申込した本人（代表者）、保証人等の意思を確認しなければならない。通常金融機関窓口に、実印や印鑑証明（発行日から3ヶ月以内のもの）を持って訪問するのは、そのためである。

さらに、金融機関の窓口では、運転免許証や保険証などの本人確認書類を提示を求め、窓口での会話の内容も記録されている。ここまで厳重にするのは、後日紛争が生じた場合の証跡としての意味合いが強い。だが、与信行為となれば、それくらいの慎重さは必要とならざるを得ない。

(3) パソコンの限定

前述の本人確認と被る点もあるが、本人確認が英数字記号等に限られる点が問題である。基本的にパソコンのキーボードの範囲しかパスワードが考えられない。そのために自分のパソコンからでないと結果的に使えない状態が想定される。外出時にすべてが対応出来ない。ずっと自宅や会社に居る人には便利だが、インターネットバンキングだけで、すべての用事が済む訳ではない。例えば、現金を貰いたい時や逆に入金しないといけない時には、結局金融機関の窓口か、ATMへ行く必要が出る場合も出る。さらに中小企業の場合、金融機関へ行く頻度も多い。この点からもインターネットバンキングも万能ではないと言わざるを得ない。

3. 中小企業特有の問題

(1) パソコン操作人材不足

中小企業の中には、まだパソコンが使えないような会社も多く存在する。すべての帳簿や伝票を手作業で行っている所もあるのが現状である。小さな会社や個人事業主等は、後継ぎもおらず、年齢も高齢化している場合が多い。そのため、今からパソコンを覚えられない。

(2) インフラの不整備

前述の問題と被る部分もあるが、中小企業の中まだパソコンを導入していない会社も多く存在する。原因是、小さな会社や個人事業主の高齢化から使えない物を入れる必要が無いと判断する場合が多い。

(3) 資金不足

これまでの内容と被るが、小さな会社や個人事業主の場合、パソコン等の設備を投資出来ない場合も存在する。これが中小企業の現状である。

4. 生体認証 ATM を利用した信用状開設のビジネスモデルの検討

そこで、今回提言している、生体認証 ATM を利用した信用状開設のビジネスモデルを検討したい。なぜ ATM を利用するのかと言えば、中小金融機関と中小企業の双方にメリットがあるからである。これまで見て来た様に、国際間の取引には、通常の国内取引よりも迅速さを要求される。しかし、現状の中小企業 IT 化には限界がある。また中小金融機関も規模の小さい面での限界があるため、思う様な迅速さが図れていらない。

これまでの固定観念は、インターネット回線を利用する IT 化策ばかりが検討されて來た。大企業にとって簡単に思えることが、中小企業では難しい現実問題は、すでに述べた通りである。しかし、意外な盲点が普段身近に使っている ATM には隠されていた。それが生体認証 ATM 制度である。本人確認の問題をみごとに解消した。この ATM を利用することで、中小金融機関と中小企業の双方の問題を解決できるのである。

中小金融機関側とすれば、新たなシステム開発が不要。また、既存の ATM プログラムに一部の信用状情報を乗せるだけなので費用が少なく済む。そして、何より ATM 専用回線を使用しているため、セキュリティーが保護されており、本人確認が確実に行えるために、与信行為の簡略化が図られる。

中小企業側とすれば、使えないパソコンを操作するより、ATM 操作の方が簡単である。また余計な費用負担等が軽減される。それに加え、信用状の発行が迅速化される。このように、中小金融機関と中小企業の双方にメリットがあると言える。

但し、このビジネスモデルの提言は、中小金融機関と中小企業に限定されるものだと考えている。その理由は、中小企業が発行を依頼する信用状の特色と ATM 機能の限界にあると考えている。

5. 結論～信用状の特色と ATM 機能の限界からの考察～

前述の様に、このビジネスモデルの提言は、中小金融機関と中小企業に限定されるものだと考えている。それは、中小企業が発行を依頼する信用状の特色と ATM 機能の限界にあるからである。それらについて具体的に述べる。

中小企業が発行を依頼する信用状の特色は、自ら信用状発行の依頼書を作成出来ず、中小金融機関へ記入方法を聞いて作成したり、代行して依頼書を作成している場合が大半を占めている。そのため信用状の内容が凝った内容にはならず、シンプルである。また、取引先も限定されており、数が少ない。そのため現実には、新規取引先よりも、既存取引先を反復継続して信用状を発行する場合が大半で、商品名の変更も無い。

このため、一度開設した信用状を別途開設する場合の変更箇所は、信用状金額・船積日・有効期限の 3 箇所である。実質、書類提示期間が固定している情報を利用すれば、信用状金額・船積日の 2 箇所を変更するだけと言える。

また、海外の業者名も名前の一一部だけを覚えているので信用状に関するデータ量が少ないので ATM に情報を乗せることが容易に出来るのが、中小企業が発行を依頼する信用状の特色である。

ATM 機能の限界は、基本的に大量な情報を ATM に乗せることは出来ないことがある。実際に使用すると分かるが、振込の操作をした場合の入力文字数に限界があり、多くの文字入力等には向きである。そのため、複雑な信用状を求める様な顧客への対応は難しい。そのため大企業等には向きになる。これが ATM 機能の限界であると考える。

以上のことから、生体認証 ATM を利用した信用状開設のビジネスモデルを本稿で提言して来たが、このビジネスモデルは、中小金融機関と中小企業に限定されるものだと考えている。国際業務は、金融機関収益の大きな柱である。大企業では、信用状を利用することが少なくなっているが、中小企業の利用割

合は多い。双方にメリットがある生体認証 ATM を利用した信用状開設のビジネスモデルは、ATM 設置台数が増加し、サービス内容も拡大していることを考えれば、真剣に検討していく必要があると思われる。

【参考文献】

- ◇山川建『貿易金融の理論と実際』(酒井書店、2000年3月)
- ◇安東盛人編『外国為替与信演習講座(第1巻)輸出』(銀行研修社、1977年1月)
- ◇安東盛人編『外国為替与信演習講座(第2巻)輸入』(銀行研修社、1978年6月)
- ◇安東盛人編『外国為替与信演習講座(第3巻)管理』(銀行研修社、1977年8月)
- ◇『信用金庫における国際業務のあり方』(全国信用金庫協会、1998年5月)
- ◇岩原紳作「コンピューターを用いた金融決済と法」『金融法研究創刊号』(1985年) 43頁
- ◇林良平「エレクトロニックバンキング化資金移動」『金融法研究資料(1)』(1985年)
113頁
- ◇後藤紀一「コンピュータ端末の不正使用と当事者の責任関係」手形研究499号 9頁(平成6年)
- ◇島田邦雄・沖田恵美子「インターネットバンキングによる不正送金と金融機関の責任」『金融法務事情』 No.1791 (2007.1.5) 50-62頁
- ◇金融ジャーナル編集部「ATMとユビキタス社会」『金融ジャーナル』(2007.4) 22-25頁
- ◇米村達郎「中小企業側から見た銀行取引」『金融ジャーナル』(2007.2) 60-63頁
- ◇金融ジャーナル編集部「過熱する中小企業金融市场」『金融ジャーナル』(2007.2)
16-25頁